

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

### No.126 2018/7/21

#### 1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（清涼飲料水の規格基準の一部改正）

7月19日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

##### 第1 改正の概要

清涼飲料水については、水道法やコーデックス委員会等の国際基準との整合性を踏まえ、平成26年12月に規格基準の改正を行ったが、当時、改正を行わなかった亜鉛、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素、ホウ素、鉄及びカルシウム・マグネシウム等（硬度）について、今般、内閣府食品安全委員会から評価結果の答申があったことから規格基準の改正を行うものである。

##### 第2 改正の内容

- 1 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の基準値について（単位：mg/l）、亜鉛 基準値なし、アンチモン 0.005 以下、ヒ素 0.01以下、マンガン0.4以下、亜硝酸性窒素0.04以下、ホウ素 5以下に改正。
- 2 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の基準値について（単位：mg/l）、亜鉛 基準値なし、アンチモン 0.005 以下、ヒ素 0.01以下、マンガン0.4 以下、亜硝酸性窒素0.04 以下、ホウ素 5以下に改正。
- 3 清涼飲料水の製造基準で規定する「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原料として用いる水のうち水道水でない場合の基準値について改正。

##### 第3 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素については、公布の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000334067.pdf>

#### 2 平成30年7月豪雨を受けた製造所固有記号の表示の運用について

7月17日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

平成30年7月豪雨により被災し、稼働できない工場（製造所）も発生しており、食料の円滑な供給が重要な課題となっていることから、製造所固有記号制度の取扱いの特例として、当分の間、別添届出様式により消費者庁食品表示企画課へ届け出ることに伴い、平成30年7月豪雨において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地の工場（製造所）で使用していた記号を他の工場（製造所）に例外的に使用できることとしたので、適切な対応方よろしく申し上げます。

なお、当該通知に基づく届出を行った事業者については、旧制度及び新制度にかかわらず、消費者から製造所固有記号について問合せがあった場合には、実際に製造された製造所の名称及び所在地を回答する旨併せて御指導いただくようお願いいたします。

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pdf/food\\_labeling\\_information\\_180717\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_180717_0001.pdf)

### 3 平成30年7月豪雨を受けた製造所の表示の運用について

7月19日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

平成30年7月豪雨により被災し、稼働できない工場（製造所）も発生しており、食料の円滑な供給が重要な課題となっていることから、製造所の表示の取扱いの特例として、当分の間、平成30年7月豪雨において災害救助法の適用を受けた被災地の工場（製造所）で製造していた食品について、他の製造者や製造所に委託する場合には、別添届出様式を用いてFAX（FAX番号：03-3507-9292）により消費者庁食品表示企画課へ届け出ることに伴い、実際の製造所の所在地及び製造者の氏名と食品に表示された製造所の所在地及び製造者の氏名とが異なることとなっても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしく申し上げます

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pdf/food\\_labeling\\_information\\_180719\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_180719_0001.pdf)

### 4 と畜・食鳥検査等に関する実態調査の結果について

7月20日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

と畜・食鳥検査等に関する実態調査については、平成30年4月6日付け薬生食監発0406第2号により御協力をお願いしたところですが、平成29年度実績の調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

別添の主なもの。（いずれも平成29年度実績）

- ・と畜場数 一般と畜場175 簡易と畜場3 計178
- ・と畜頭数 牛、1,053,201 馬、9,821 豚、16,317,586 めん羊、5,127  
山羊、3,227
- ・食鳥処理場数  
大規模食鳥処理場146 認定小規模食鳥処理場1,776 計1,922
- ・処理羽数

ブローラー709, 690, 524 成鶏91, 423, 974 その他2, 070, 143  
計803, 184, 641

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000335447.pdf>